

協議第 39 号

社会教育関係事業（協定項目 22 - 16）について

社会教育関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22 - 16 社会教育関係事業	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>社会教育関係事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育委員については、合併時に再編する。 2. 青少年問題協議会については、合併後に再編する。 3. 生涯学習推進については、合併後に再編する。 4. 成人式については、合併後に東村の例により再編する。合併当年度は旧町村別に行い、合併次年度からは同一で実施する。 5. 人権教育振興事業については、合併時に吾妻町の例により再編する。 6. 人権教育推進委員会については、合併時に再編する。 7. 家庭教育学級については、合併後に再編する。 8. PTA支援については、合併後に再編する。 9. 子ども会育成協議会支援については、合併後に再編する。 10. 青少年健全育成会支援については、合併後に再編する。 11. 婦人会支援については、合併後に再編する。 12. 若妻会支援については、合併後に再編する。 13. 社会教育施設使用料については、現行のまま存続する。 				
項目	現 況			調整内容	
1. 社会教育委員	<p>東 村</p> <p>1. 定数 25人以内(委員12人) 25人は東村公民館条例による</p> <p>2. 任期 2年</p> <p>3. 報酬 日額 8,200円</p>		<p>吾 妻 町</p> <p>1. 定数 20人以内</p> <p>2. 任期 2年</p> <p>3. 報酬 日額 7,700円</p>		<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併時に次のとおり調整し再編する。 委員数 10名以内 任期 2年 報酬 日額 報酬は報酬審議会で再編する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
			<p>【調整方針の理由】</p> <p>社会教育法第15条に基づき、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じる等、生涯学習を進める上で委員会のしめる役割は大きいので、合併時に再編する。</p>
2. 青少年問題協議会	<p>1. 名称 東村青少年問題協議会</p> <p>2. 組織 会長は村長をもってあてる。 委員は、次の各号に掲げる範囲内において会長が任命又は委嘱する。 (1) 議会議員・(2) 助役・(3) 教育長 (4) 教育委員・(5) 学校長・(6) 警察官・(7) 住民福祉課長・(8) 民生(児童)委員・(9) 保護司・(10) 社会福祉関係団体の長・(11) PTA会長・(12) 青年団長・(13) 婦人会長・(14) 学識経験者</p> <p>3. 任期 2年</p>	<p>1. 名称 吾妻町青少年問題協議会</p> <p>2. 組織 会長及び委員若干人で組織する。 会長は町長をもってあてる。 協議会に委員の互選により副会長1人をおく。 議会議員・関係行政機関の職員および学識経験者の中から町長が委嘱する。</p> <p>3. 任期 2年</p>	<p>【調整の区分】</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>合併後に期日・人数・報酬・組織を調整し再編する。報酬額は報酬審議会で再編する。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>青少年の指導、育成、保護等の総合的な施策を審議するために設置する。</p>
3. 生涯学習推進	<p>・生涯学習推進大会 該当なし</p>	<p>1. 組織 生涯学習推進協議会 町・議会・商工会・農業(農協)代表者 生涯学習推進本部 行政課長、公民館長 生涯学習担当者会 課長補佐・係長 生涯学習推進会議 議員代表・関係団体の代表 平成3年に整備したが、協議会は開かれ</p>	<p>【調整の区分】</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進協議会は合併後に再編する。 ・生涯学習推進大会は、新町で開催する。 ・他の推進事業については合併後に再編される協議会において協議する。 ・委員の報償は組織される協議会員の身

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		<p>ていない状況。</p> <p>2. 生涯学習推進大会 「生涯学習で魅力ある町づくりをすすめる集い」を年1回開催。 主な行事は、講演会と生涯学習の推進団体の紹介。(講演会予算は50万円程度)</p>	<p>分にもよるが、支給しない方向で調整する。</p> <p>【調整方針の理由】 生涯学習推進協議会の「心豊かで生きる力をはぐくむ生涯学習社会の構築を目指す」の目的を実現する。協議会の設立は、合併時、新たに構成される各種組織の結成を待ち、新町において調整する。</p>
4. 成人式	<p>1. 実施日 1月の成人の日の前日で午前中</p> <p>2. 会場 東村農村環境改善センター</p> <p>3. 日程 受付 式典 記念撮影 アトラクション 解散</p>	<p>1. 実施日 8月15日</p> <p>2. 会場 吾妻町コンベンションホール</p> <p>3. 日程 受付 アトラクション 式典 10:30~ 記念撮影 解散</p>	<p>【調整の区分】 合併後に東村の例により再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併当年度は旧町村別に行い、合併次年度からは旧町村別には行わず同一で実施する。期日：1月の成人の日に絡める。</p> <p>【調整方針の理由】 一つの自治体となった自覚を持つ意味でも、合併次年度から同一で開催する。</p>
5. 人権教育振興事業	該当なし	<p>1. 名称 人権教育指導者研修会 人権標語・作文コンクール</p> <p>2. 事業内容 人権教育指導者研修会 人権教育推進委員、行政職員、PTA会員等を対象に研修会を行う。 人権標語・作文コンクール 「人権週間」の活動の一環として人権作</p>	<p>【調整の区分】 合併時に吾妻町の例により再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 事業内容を検討し、再編する。</p> <p>【調整方針の理由】 住民があらゆる差別や偏見などの人権問題について、正しく理解・認識しても</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		文・人権標語コンクールを実施する。 ・作文 小学生・中学生・一般から募集。 ・標語 小学校低学年・小学校高学年・中学生・一般から募集。	らうため、社会教育の指導者や住民を対象とした啓発活動を計画的・継続的に実施し、基本的人権尊重の理念を実現する実践力を育成する。
6．人権教育推進委員会	1．名称 人権教育推進委員会 2．目的 村民一人ひとりに、あらゆる差別や偏見などの人権問題について、正しく理解・認識してもらうため、社会教育の指導者や村民を対象とした啓発活動を計画的・継続的に実施し、基本的人権尊重の理念を実現する実践力を育成する。 3．委員 教育長を委員長とし、公民館分館長や学校長、PTA会長等を委員とする。全員で18名。	1．名称 吾妻町人権教育推進委員会 2．目的 委員会は人間の自由と平等の理念にのっとり、差別も偏見もない住みよい社会を実現するため、町民一人ひとりが人権教育を正しく理解し自ずからの課題としてとらえ、その解決を図れるよう人権教育を推進することを目的とする。 3．委員 学校代表・老人会代表・婦人会代表・PTA代表・文化協会代表・体育協会代表・商工会代表・議会代表・学識経験者より。任期は2年（社会教育委員が兼任）平成16.17年度は13名。	【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針案】 新町において人権教育推進委員会を設置する。委員の選出、報酬等については、新町で協議する。報酬額は報酬審議会で決定する。 【調整方針の理由】 あらゆる方面で人権教育の重要性が叫ばれている中、新町においても人権教育を推進する必要がある。
7．家庭教育学級	1．概要 妊娠期子育て講座 開催月：8月 回数：1回 参加対象者 未就学児の保護者 就学時健康診断等の機会を活用した子育て講座 開催月：10月 回数：1回 参加対象者 小学校入学前の子どもをもつすべての親	1．概要 町内4幼稚園で実施。 募集対象...各幼稚園の保護者。 受講料...無料(内容によっては実費負担) 運 営...各幼稚園教諭・PTA会員が担当。 開催日時...年間2回ぐらいで実施。 2．財源 一般財源 1園あたり42,000円で実施。	【調整の区分】 合併後に再編する。 【具体的な調整方針案】 家庭教育の低下が言われているので、重要な業務になってくる。幼稚園入園前及び小学校入学前には全ての幼稚園で継続実施する。また、全ての中学校で「思春期学級」等が実施できることが望ましい。小学校での家庭教育学級も実施すべ

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>思春期子育て講座 開催月：2月 回数：1回 参加対象者 中学校入学前の子どもをもつすべての親</p> <p>2.財源 国庫補助金 ・謝礼 1回20,000円</p>		<p>きか検討する必要がある。妊娠期講座は、保健サイドとの兼ね合いがあるので、連携を密にして実施していく必要がある。</p> <p>【調整方針の理由】 人間性豊かな子どもを育てる基盤となる家庭教育の充実を図る。家庭教育学級を開設し、家庭教育の一層の振興を図る。</p>
8. P T A 支援	<p>1.名称 東村 P T A 連絡協議会</p> <p>2.組織 村内幼・小・中 P T A の役員とする。 会長1名、副会長3名、書記1名、会計1名、会計監査3名、 事務局：教育課</p> <p>3.財源 村補助金 265,000円 負担金 3,000円</p>	<p>1.名称 吾妻町幼小中 P T A 連絡協議会</p> <p>2.組織 町内幼・小・中 P T A の正副会長で構成。 会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、監査2名 事務局：社会教育課</p> <p>3.財源 町補助金 180,000円 負担金 会員×20円 研修会費 195,000円</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村で組織されているために合併後も必要と考えられる。</p> <p>【調整方針の理由】 活動内容に違いがある。再編するにあたり内容の検討が必要と思われる。</p>
9. 子ども会育成協議会支援	<p>1.名称 東村子ども会育成団体連絡協議会</p> <p>2.目的 子ども会育成団体関係者の連絡を図り、子ども会活動の向上発展と子ども会の健全育成に寄与する</p> <p>3.組織 東小学校 P T A 各支部長で組織 会長1名、副会長1名、会計1名、書</p>	<p>1.名称 吾妻町子ども会育成団体連絡協議会</p> <p>2.目的 単位子ども会育成会・各地区子ども会育成会連絡協議会の連絡調整を図り、あわせてその健全な発展を促進する。</p> <p>3.組織 地区子ども会育成会連絡協議会の代表で組織。代表は1年交代。</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村とも目的や活動内容がほぼ同じであるために合併後に連絡協議会をまとめる方向で再編する。 役員数や補助金等を検討を要する。 連絡協議会なので、新町においても支</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>記1名、理事3名 事務局:教育委員会内におく</p> <p>4. 財源 村補助金 270,000円</p>	<p>事務局:教育委員会内におく</p> <p>4. 財源 上毛かるた大会 40,000円 単位子ども会に対する補助金 町より地区連協レクリエーション大会に 援助 45,000円</p>	<p>援や助言のできる体制が必要である。</p> <p>【調整方針の理由】 新町の子ども会育成協議会として策定の必要あり。子ども会の健全育成のため合併後に再編する必要がある。</p>
10. 青少年健全育成会支援	<p>1. 名称 東村青少年健全育成協議会</p> <p>2. 目的 育成会相互の連絡強調を図るとともに、青少年の健全育成及び非行防止に努めることを目的とする</p> <p>3. 組織 会長1名、副会長2名、理事若干名、書記1名、会計1名、会計監査2名</p> <p>4. 財源 : 村補助金 30,000円</p>	<p>1. 名称 吾妻町青少年健全育成会</p> <p>2. 目的 青少年の健全育成及び非行防止に努めるとともに、健全育成関係機関・団体相互の連絡調整をはかることを目的とする。</p> <p>3. 組織 会長:町長、副会長:支部代表(4名) 理事若干名、幹事:町職員代表(若干名) 書記:町教育委員会事務局職員(2名) 監査:理事の代表(2名)</p> <p>支部 原町、太田、岩島及び坂上支部</p> <p>4. 財源 : 町補助金 90,000円</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 新町において青少年健全育成協議会を設置する。委員の選出、報酬等については、新町で協議する。報酬額は報酬審議会で決定する。</p> <p>【調整方針の理由】 青少年を取り巻く環境や青少年に起因する事故や事件が多発していることから、新町においても地域ぐるみの体制づくりが必要となる。</p>
11. 婦人会支援	<p>1. 名称 吾東婦人会</p> <p>2. 目的 村の発展を図る共に道義の昂揚と教育の向上をとを図り、婦人会の充実を持って、婦人の教養育成に資するをその目的とする。</p>	<p>1. 名称 吾妻町婦人会連絡協議会</p> <p>2. 目的 婦人の使命を自覚し団体活動を通じて会員個々の教養を高め、相互の親睦を深めすすんで地域社会に奉仕することを目的とした地域婦人会の育成と連絡調整及び指導者の育成をおこなう。</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併後に統一することを働きかける。あるいは、当面の措置として両町村だけの連絡協議会を組織することを働きかける。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>3. 組織 会長 1 名、副会長 1 名、書記 1 名、会計 1 名、監査 2 名、役員 10 名、会員約 100 名、事務局：教育課 1 名</p> <p>4. 財源 会費 年 500 円 村補助金 800,000 円(一般会計)</p>	<p>3. 組織 会長 1 名、副会長 1 名、書記 1 名、会計 1 名、監査 2 名、事務局：社会教育課 1 名</p> <p>4. 財源 負担金 40,000 円 町補助金 393,000 円 指導者研修 195,000 円</p>	<p>補助金については、不平等でない補助金制度を検討し確立する。</p> <p>【調整方針の理由】 会員相互の交流をはじめ、婦人の教育・社会参加等、存在理由は明確である。合併により、活動範囲は広域・多様化するが、組織の弱体化だけは避けなければならない。</p>
12. 若妻会支援	<p>1. 名称 東村若妻会</p> <p>2. 組織 5 支部あり、それぞれ支部長 1 名、副支部長 1 名が本部役員となる。 本部役員は、会長 1 名、副会長・会計 1 名、役員 8 名で構成される。会員数約 90 人。事務局は教育課職員が 1 名。</p> <p>3. 事業内容 会員相互の交流 スポーツ交流会の共催 他町村との交流 会員旅行 若妻学級の開催 など</p> <p>[財源] 村補助金 182,000 円(一般会計)</p>	該当なし	<p>【調整の区分】 合併後に再編する</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併後に統一することを働きかける。 各団体の事務の執行との調整を図り、補助金についても、不平等でないような補助金制度を検討する。</p> <p>【調整方針の理由】 会員相互の交流や子育て等、存在理由は明確である。また、各個人の活動範囲は、格段に拡大しており、町村が一つになった場合、現在組織されていない町民もこの団体に参加することも可能になるように調整が必要である。婦人会とのかねあいでの統合は難しいと思われるので、若妻会として存続させる必要がある。</p>
13. 社会教育施設使用料	該当なし	交流促進センター施設使用料 ステージ・アリーナ使用	【調整の区分】 存続する。

項 目	現 況		調 整 内 容
	東 村	吾 妻 町	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前3,000円 ・ 午後4,000円 ・ 夜間4,000円 ・ 全日11,000円 ステージのみ使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前1,500円 ・ 午後2,000円 ・ 夜間2,000円 ・ 全日5,500円 アリーナのみ使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前1,500円 ・ 午後2,000円 ・ 夜間2,000円 ・ 全日5,500円 観覧席使用（可動椅子等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前1,000円 ・ 午後1,000円 ・ 夜間1,000円 ・ 全日3,000円 	<p>【具体的な調整方針案】 新町においても存続とする。</p> <p>【調整方針の理由】 両町村間に類似施設はなく、吾妻町の運営を継承する。</p>